

平成 19 年 10 月 10 日

各 位

会社名 株式会社エーアンドエーマテリアル
代表者 取締役社長 重富 光人
コード番号 5391 (東京)
問合せ先 総務部長 前反良夫
TEL 045-503-5760

石綿にかかわる健康障害および健康診断に関する状況について

石綿にかかわる健康障害および健康診断の状況につきまして、前回開示(平成 19 年 3 月 31 日時点)以降の追跡調査結果を以下の通りお知らせいたします。

1. 石綿による健康障害の状況 (平成 19 年 9 月 30 日現在)

(1) 元従業員で亡くなられた方 (労災認定者及び申請中の方)

(単位：名)

	中皮腫	肺がん他	計
前 回 開 示	28	68	96
その後の増減	1	1	2
現 況	29	69	98

(2) 元従業員で治療中の方 (労災認定者及び申請中の方)

(単位：名)

	中皮腫	肺がん他	計
前 回 開 示	4	27	31
その後の増減	1	3	4
現 況	5	30	35

(3) 石綿にかかわる健康障害者（労災認定者）および退職者の胸膜プラーク所見者の事業所別内訳は以下の通りです。

() は前回開示からの増加分です。

(単位：名)

	亡くなられた方			治療中の方			胸膜プラーク 所見のあった方	
	中皮腫	肺がん他	計	中皮腫	肺がん他	計		
旧横浜工場(ア)	3	14	17	0	2	2	40 (5)	
旧東京工場(ア)	1	2	3	0	0	0	1	
愛知工場(ア)	1	0	1	0	0	0	2	
旧大阪工場(ア)	1	2	3	0	0	0	4	
旧水島工場(ア)	0	0	0	0	0	0	10	
旧玉島工場(ア)	0	1	1	0	0	0	3	
旧門司工場(ア)	0	1	1	0	0	0	17	
茨城工場(浅)	1	0	1	0	0	0	2	
名古屋工場(浅)	2	0	2	0	0	0	7	
大阪工場(浅)	2	3	5	0	0	0	10	
旧門司工場(浅)	1	1	2	0	0	0	6	
その他の工場	0	0	0	0	0	0	6	
工場計	12	24	36	0	2	2	108 (5)	
支店・営業所等	6	19(2)	25(2)	0	8	8	143 (5)	
当社計	18	43(2)	61(2)	0	10	10	251(10)	
子会社	朝日珪酸工業	1	1	2	0	0	0	1
	浅野防火建材	1	0	1	0	0	0	1
	関東浅野ハイテック	0	1	1	0	0	0	0
	その他子会社	0	0	0	0	1	1	8
	子会社計	2	2	4	0	1	1	10
合計	20	45(2)	65(2)	0	11	11	261(10)	

(注) ① 上記人数は、他事業場への異動者を含んでおります。

② 支店・営業所等は、主として工事現場で作業された施工員の方々です。

③ (ア)は、旧朝日石綿工業・旧アスク、(浅)は、旧浅野スレートの工場です。

2. 石綿にかかわる健康診断の状況（平成19年9月30日現在）

(1) 従業員およびご家族の健康診断状況 (単位：名)

	受診者数			受診結果（胸膜プラーク所見者数）		
	従業員	ご家族	計	従業員	ご家族	計
前回開示	51	39	90	5	0	5
その後の増減	-1	0	-1	-1	0	-1
現況	50	39	89	4	0	4

上記、その後の増減が-1となっておりますが、これは従業員の退職により、下記の(2)に移動したものです。

(2) 退職者およびご家族の健康診断状況 (単位：名)

	受診者数			受診結果（胸膜プラーク所見者数）		
	退職者本人	ご家族	計	退職者本人	ご家族	計
前回開示	854	313	1,167	251	6	257
その後の増減	14	2	16	10	0	10
現況	868	315	1,183	261	6	267

上記退職者本人の胸膜プラーク所見者の方には健康管理手帳の交付申請をお勧めしており、現在までに213名の方々が手帳の交付を受けておられます。

(3) 工場周辺にお住まいの方々の健康診断状況 (単位：名)

	受診者数			受診結果（胸膜プラーク所見者数）		
	旧横浜工場	その他の工場	計	旧横浜工場	その他の工場	計
前回開示	67	96	163	29	0	29
その後の増減	68	4	72	7	0	7
現況	135	100	235	36	0	36

3. その他

(1) 平成19年8月から、横浜市は環境省の委託を受け「石綿ばく露健康リスク調査」を実施しておりますが、弊社は調査に全面的に協力するとともに、従来より弊社を窓口として実施してまいりました旧朝日石綿工業（株）横浜工場周辺にお住まいであった健康診断の既受診者へ上記リスク調査の個別通知を行い、受診の呼び掛けをいたしました。

(2) 旧横浜工場のあった鶴見区に居住されていた方で中皮腫でお亡くなりになった方が2名おられるとの報道があり、その後、ご遺族より資料の提供を受け、弊社として調査と確認作業を行ってまいりました。

亡くなられた1名の方につきましては、弊社事業との因果関係が否定できないものと判断されますので、救済金のお支払いのためのご遺族との交渉に入らせていただきたいと思いますと考えております。また、亡くなられたもう1名の方につきましては、現時点では、弊社事業との因果関係が明確であるとは判断いたしかねる状況であり、引続き調査を継続してまいります。

(3) 本年10月1日付の労働安全衛生規則の一部改正により、健康管理手帳の交付基準が緩和されましたので、それに従い退職者に対してその旨を通知し健康管理手帳の交付申請手続きを進めるように手配しております。

以上